

ご意見の概要及びそれに対する考え方

※以下では、いただいたご意見について、基本方針の項目に沿って分類を行っておりますが、複数の項目にまたがるご意見については、より関連性の高い項目にのみ掲載しております。
 ※ご意見中のページ番号や行番号は、意見募集時点の基本方針案に基づきます。

ご意見の概要		考え方
全体に関するご意見		
1	基本方針案を支持する。	貴重な御意見として承ります。
2	基本方針案や資産形成支援に反対する。	貴重な御意見として承ります。
3	本意見募集の意見募集期間が30日未満である理由は何か。	本意見募集が行政手続法に基づかない任意の意見募集であるためです。
4	銀行等に滞留している現金を株式市場に向かわせ、国では負担できない部分を国民に負担させるという意図だと考えるが、金融課税を抜本的に改めて富裕投資家層が海外に退避させている金融資産を国内に還流させる等の取組みをしなければ、この方針は絵に描いた餅に終わるのではないか。	本基本方針は、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現する等の観点から、国民の安定的な資産形成を支援するための施策を取りまとめたものであり、「国では負担できない部分を国民に負担させる」といった意図はございません。政府としては、本基本方針に基づき、国民の安定的な資産形成を支援するために、必要な取組みを進めてまいります。
5	安定的な資産形成に関する課題として、「資産形成口座を維持できない」ことが挙げられる。例えば、転勤などによる一時的な海外移住者は証券会社などから口座の解約や一時利用停止を要求される。こうした現状の制度における課題について、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策／国民の安定的な資産形成に資する制度の整備／（1）総論に明記されたい。	大きな方向性として「利用者利便の向上」に向けて取り組んでいく点について記載しておりますので、原案どおりとさせていただきます。

6	<p>消費者教育において、適切に政策を実行していれば、基本方針案を策定する必要は生じなかったはずであり、まずは消費者教育の失敗に言及すべき。</p>	<p>消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律や消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者が消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むこと等を目的として、政府及び関係団体一体となって適切に取り組んできたところです。ご指摘の点も踏まえつつ、本基本方針に記載のとおり、消費者教育と密に連携してまいります。</p>
7	<p>新 NISA がもう始まってしまったし昨今金融商品のトラブルも多いので小・中学生から金融教育をしたほうがいいと思うが、いま教育現場も様々な問題で疲弊しており、その役割を担えるのか心配だ。「安定的な資産形成」とあるが実際投資で利益がある人は 2.3 割に留まっているようで決して安定的とは言えないのではないだろうか。すでにマスコミで散々取り上げているが 20%も儲かったなど極端な例をあげており「投資は自己責任」「余裕資金を運用すること」「元本保証ではない」などは 1.2 秒ほどしか放送していない。新 NISA を始める人は投資初心者が多く上記のリスクを理解している人がどれだけいるか。そのために専門家の育成など国をあげて育成するのだろうかが無駄な財団法人や資金や活動が不明な NPO は作らないでほしい。財務省が老後 2,000 万必要といたり、年金が目減りしていて不安な消費者に老後資金のために勧める場合が多いが、投資できる余裕資金のある人がやるのはいいが世帯所得の 4 割が 200 万以上 400 万未満だ。投資する余裕があるだろうか。国民の間に貧富の差が広がらないか。今まで年金を収めて</p>	<p>金融資産が乏しい方であっても、生涯にわたって豊かな人生を送るためには、人生の様々なステージで必要となる資金を確保するため、少額ずつでもコツコツと資産形成に取り組んでいくことが重要です。金融経済教育の充実等を含め、引き続き、国民が安心して資産形成に取り組むことのできる環境の整備に取り組んでまいります。</p>

	きた人がいるのだから既存の国民年金などもしっかり守るべき。日本の貯蓄は 2000 兆もあるのに国内の市場が活性化しない、投資などで動かすのはいいが、結局リターンの大きい海外に流れて単なるキャピタルフライトになっていないか。海外株は税金がかかるが対象は国内株だけでもよかったのではないか。より円安が進まないか。資源高にならないか。中小企業が資金難で倒産しないか心配だ。	
8	「以下、」は「以下」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ、「以下、」を「以下」に修正いたしました。
9	「当たって」と「あたって」をいずれか一方に統一すべき。	御指摘を踏まえ、「当たって」で統一いたしました。
10	「民間の団体」と「民間団体」をいずれか一方に統一すべき。	御指摘を踏まえ、「民間の団体」で統一いたしました。
「Ⅰ 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向」に関するご意見		
11	第 1 章のタイトルは「…基本的な方針」又は「…基本的な方向性」といった表現を用いる方が適切ではないか。	御指摘の表現は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 82 条第 2 項第一号の表現を参照したものであり、原案どおりとさせていただきます。
12	11 行目 注釈 3 は「現在および将来にわたって、経済的な満足度が継続し、自律的に人生における選択が可能な状態」菅谷和弘(2023)の方がよい。文中の「将来の経済状況について・・・」だと時間の流れが感じられない。	御指摘を踏まえ、「自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、現在及び将来にわたって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、安心感を得られている状態。」に修正いたします。
13	16 行目「家計の金融資産が投資に向かい、企業価値の向上が図られ得る」は株を前提としているので債券には当てはまらないので不適切。	債券投資であっても、投資資金が企業の成長投資に活用され、企業価値の向上につながることはあり得ると考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
14	24 行目「NISA 口座数の増加」と始まるのがいかにも金融庁らしいが、iDeCo もあるので不適切。	御指摘の記載は「家計における安定的な資産形成の実現に向けた取組」のうち一定の進捗が見られる事柄の例示であり、この記載

		が不適切であるとの御指摘は当たらないと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
15	31 行目「経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成を実現」だと後者が前者に劣後して捉えられている語感で不適切。順序を入れ替えるべき。	御指摘の表現について、語順により記載内容の優劣を示すことは意図しておりません。このため、原案どおりとさせていただきます。
「Ⅱ 1(1) 総論」に関するご意見		
16	86 行目「必要な制度の整備や改善等に向けた検討」を「省庁横断的な」を挿入すべき。	主語が「政府としては」であるため、ご指摘の「省庁横断的な」の趣旨は包含されていると考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
「Ⅱ 1(2) 新しいNISA」に関するご意見		
17	102-106 行目 NISA の成長投資枠を通じて隔月分配型投資信託を販売する例が見受けられ、ルールの隙間について消費者の最善の利益の観点から疑問である。毎月分配型が成長投資枠の対象外とされている一方、隔月分配型はそうではないが、制度趣旨上は長期的な資産形成にそぐわないものとして明示的に対象外とするか、より広く「元本取崩型の分配を行う商品」を対象外とするなど、発信を強化する旨に言及いただきたい。	新しい NISA における成長投資枠の対象商品については、NISA 制度が安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、ご指摘の毎月分配型の投資信託を除外するなど、一定の要件を課したものです。まずは、新たに始まった NISA 制度を円滑に運用することが第一であると考えているため、原案どおりとさせていただきますが、本文の記載のとおり、国民一人ひとりが、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行えるよう、必要な支援を行うとともに、金融機関における顧客本位の業務運営の確保等に取り組んでまいります。
18	117 行目の NISA や iDeCo の話は「持てる人」の話。241 行目にもある通り「将来的には誰一人取り残さず、定期的に金融経済教育を受けられる機会を提供することが重要」と言うなら、「持たざる	まず、金融資産が乏しい方であっても、生涯にわたって豊かな人生を送るためには、人生の様々なステージで必要となる資金を確保するため、少額ずつでもコツコツと資産形成に取り組んでいく

	<p>人」にどうするのかへの言及が一切ないのは不適當。ここで「持たざる人」への資産形成が課題と言及すべき。</p>	<p>ことが重要であると考えており、こうした観点から本文に記載の通り、NISA や iDeCo の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。また、本文に記載のとおり、家計管理や生活設計などを含む広範な金融経済教育を推進することで、国民の安定的な資産形成支援に向けた自助努力を支援していきたいと考えています。</p>
19	<p>新しいNISAの仕組みについて改善を求める。新しいNISAで購入できる商品を限定するという考え方は一理あるが、つみたて投資枠の対象になる商品に関しては異議がある。ここ数年、インデックスファンドを使用した集中投資・非分散投資（株式ファンドのみで運用、ポートフォリオを組まずに1銘柄のみで運用など）が広がっているようであるが、その要因の一つにつみたてNISAの対象商品のほとんどが株式を中心としたインデックスファンドであったことが影響していると考えられる。近年、米国経済が好調で少し前までは日本経済は低迷していたことを考えると、米国市場に投資できる商品を購入したいと考えることは投資経験の浅い投資家であれば至極当然であり、そこに国から「つみたてNISAでインデックスファンドを使って投資せよ」という（直接的ではないものの）メッセージがあれば、一般投資家は米国株式のインデックスファンドで資産運用を始めるというのは容易に想像がつく。また、SNS やメディアでもインデックスファンドで資産運用をすればコストパフォーマンスがよく（アクティブファンドに比べて手数料が安い）、またインデックスファンドに勝つアクティブファンドはほとんどないというような情報が発信されれば、なおさら</p>	<p>新しいNISAにおけるつみたて投資枠の対象商品については、マーケット全体の値動きに連動するインデックス投信を基本としつつ、販売手数料がゼロであること等を要件としております。この要件は、対象商品を家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの長期・積立・分散投資を促進するのにふさわしいものとするため、必要なものであると考えております。しかしながら、これは、この対象商品を買えば将来の運用成果が確実に保証されるということを示唆するものではなく、同時に、株価の水準に一喜一憂しない、長期・積立・分散による継続的な資産形成が重要であると考えております。こうした観点から、本文の記載のとおり、国民の安定的な資産形成を支援するため、引き続き、NISAの普及・活用促進、金融経済教育の充実、顧客本位の業務運営の確保等に取り組んでまいります。</p>

資産運用に不慣れな一般投資家はその情報をうのみにして、間違った運用スタイルで投資をスタートさせてしまう。マーケットの好調は未来永劫続かないことは、明らかである。特につみたて投資においては、好調な資産を買い上げていけば、ほとんど口数が増えない（買えない）。そのことが将来、どれほどの不利益をはらんでいるのか、ほとんどの投資家は知らない。長期間の運用に耐え、いざ資金を使う時期に多少なりともマーケットが不調となれば、口数が買えていない分、資産の増加は期待できないのである。現在のようにマーケットの好調だけに依存して、NISA/投資が普及することに大いに危機感を覚えるのである。手数料が安いインデックスファンドを使うことを否定はしないが、手数料の安さだけで、経済が好調な米国株式あるいは全世界株式だけに投資することを NISA 制度が後押ししてしまっていることに問題はないのであろうか。本当に手数料が安いというのは善なのだろうか。手数料は金融事業者の収入になる。もちろん、ボランティアでビジネスを行うわけではないので、収入が見込めない事業に企業としては人も手間もかけることはしない。ということは、金融事業者からすると収益があまり期待できないので、積極的に新しい NISA のつみたて投資枠を活用しようとはならない。そうなれば、自然とネット証券を利用する流れになるのだが、果たして一般投資家が数十年にわたり一人で資産運用を成就させることができるだろうか。買った商品がどんなものかもわからず、有事の時に頼れるアドバイザーもなく（認定アドバイザーが有事の時に投資家

に寄り添えるのか)、数百万円?数千万円単位の資産を作れるだろうか。AI やロボアドが適切なタイミングで適切なアドバイスができるだろうか。それを一般投資家が頼りにして運用を継続していただくだろうか。もし、当局や国が「投資に不慣れな国民もアドバイザーをつけながら適切に運用することができる」と考えているなら、もう少し現場で顧客と対峙し、顧客本位を貫く（共通 KPI 上位事業者）金融事業者の意見に耳を傾けていただきたいと強く思う。とにかく、手数料が安いことが歓迎されるのは、運用リターンが同じである場合においてのみである。単一の投資商品比較であれば、手数料は安い方が良いが、資産運用においては資産の組み合わせ（商品の組み合わせ）や中途のメンテナンス（リバランスや資産配分の見直し）あるいは運用途上での積立金の増額、減額などで運用リターンは大きく変わる。さらに上記に述べたようなつみたて投資の特性の説明などを定期的に投資家に伝授し続けなければ、誤った投資を継続し、結局資産増加を図れないことになる。投資に不慣れな国民に資産形成を促す段階で、金融事業者の収入を萎めるような流れを作るべきではないし、他方、金融事業者は手数料をいただいて当然と考えるのではなく、過去の販売姿勢を反省し生まれ変わることを肝に銘じる必要がある。そのためにも顧客本位の業務運営を徹底させるように引き続き金融庁には監督・指導をお願いしたい。また、日本でテーマ型ファンドが流行し、インデックスファンドがこれほど新設されるのは、未だ販売事業者の力が強いことも問題だが、運用商品を売ってくれる販売事業者

	<p>の依頼に運用会社がノーといえないのも大いに問題である。運用会社の中には、平気で「平均で1%のアルファを目指します」と説明することがあるが、信託報酬が1%以上のファンドでアルファが1%というのは運用の利益を投資家に還元できない。運用しているファンドを理解しているとは思えず、運用者自身がそのことを認識していないのは大きな問題である。日本の金融事業者は販売事業者であれ運用会社であれ、どの部分を取っても根本的な問題がある。自社の利益を追求するあまり、また損失を出したくないと考えるあまり、顧客がないがしろにされている。今こそ各社がビジネスモデルを変え、数年は苦しい状況になるかもしれないが、そういう時こそ一丸となって乗り越えようとする姿勢が大事である。数年我慢すれば収益は改善される、だから踏ん張ろうと思える環境や仕組みを整えることをぜひお願いしたい。</p>	
<p>「Ⅱ 1(3) iDeCo」に関するご意見</p>		
<p>20</p>	<p>iDeCo の加入年齢の引き上げを謳っているが、現行の制度下では61歳から受給を開始しているため、再加入できない。今後70歳まで加入できるようになるのであれば、現在受給を受けていても、再度加入できるようにしていただきたい。また、受給の際は保有している投資信託を強制的に現金化して課税後の年金が支払われているが、新制度では現金化することなく、投資信託を継続保有したまま iDeCo から払い出せるようにしてほしい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>21</p>	<p>111 行目「iDeCo」が4行、NISA が21 行とバランスが悪い。税メリットがより大きい iDeCo を優先すべき。</p>	<p>御指摘の記載について、文章量の多寡により、記載内容の優劣を示すことは意図しておりません。このため、原案どおりとさせて</p>

		いただきます。
「Ⅱ 1(4) 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進」に関するご意見		
22	134 行目「動機に過度に偏重した結果」は日本語として不自然。	御指摘の表現は、アドバイザーが「顧客の利益のために顧客の立場に立ったアドバイスをしたい」という動機ではなく、例えば「(顧客の利益にはならないかもしれないが、) 自らの短期的な収益を追求したい」という動機に偏って顧客に対するアドバイスを行った結果、特定の金融商品等に偏ったアドバイスが行われている場合がある、という趣旨を記載したものであり、修正の必要はないと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
23	138 行目 認定アドバイザー制度の設置に際しては、資格要件の見直しを検討いただきたい。顧客本位タスクフォースで提示された事務局説明資料では「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している」ことが欠格事由となっているが、金融商品の内容に熟知した人材の活用の道が狭まってしまわないか心配である。自己の所属する金融機関等の商品に関してアドバイスすることを禁止することを条件に認定アドバイザーとして活躍する途を確保してはどうか。	認定アドバイザーの認定要件については、今後機構で詳細な検討がなされる予定ですが、現時点では、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかがわからない等の指摘がなされていることを踏まえ、特定の金融事業者・金融商品に偏らず、顧客の立場に立ったアドバイスを行うアドバイザーの見える化に取り組むという観点から、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属していない」等の要件を設けることが適当であると考えております。
24	139 行目「見える化」は「公的機関（推進機構）による認定」とすべき。	御指摘の表現は、平易な表現となることを目指したものであり、修正の必要はないと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
25	顧客の立場に立ったアドバイザーについて、アドバイザーは、金融商品についての知見や経験が豊富で、金融商品について具体的に提案できる有資格者であることを要件とすべき。これを満たす	「特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる」「顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかがわからない」等の指摘がなされていることを踏まえ、

	<p>のは投資助言業者のみであり、投資助言業者以外でアドバイザーの候補として挙げられている資格者に国民の資産形成を委ねてはならない。また、投資助言業者であっても、金融機関以外の者から手数料を受け取る場合があり、単に業者から手数料を受け取ることをもって「中立的でない」と判断すべきではない。本来、金融の仕事をするのであれば、顧客本位であるべきで、顧客の最善の利益を追求する立場であるとする金融庁の立場と矛盾している。</p>	<p>顧客の立場に立ったアドバイスを行うアドバイザーの見える化に取り組むという観点から、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属していない」等の要件を設けることとしております。なお、消費生活相談員等を含め、金融分野においては多種多様なアドバイザーが存在していることから、金融商品について具体的に提案できる者だけをアドバイザーとは位置付けておりません。そのため、認定アドバイザー事業を実施予定である金融経済教育推進機構においては、アドバイスを行うに当たって有益と考えられる様々な資格や業務経験も考慮しつつ、認定に必要な審査を行うものと考えております。</p>
26	<p>認定アドバイザーについて5点質問がある。</p> <p>①認定アドバイザーの取得基準はどのようなものか。</p> <p>②取得できた場合の効力や権限はどうなるのか。</p> <p>③認定された場合、行政から教育やセミナー・広報等の依頼が来るのか。</p> <p>④認定を取得した者が自主的に教育やセミナー・広報等を行ってよいのか。</p> <p>⑤報酬や経費はどのようになるのか。</p>	<p>認定アドバイザーの認定要件や活動範囲、報酬等については、今後機構において詳細な検討がなされる予定ですが、現時点での金融庁の見解については、令和6年1月26日の金融審議会市場制度WG・顧客本位TF合同会合資料3-1（事務局説明資料）を御覧ください。</p>
27	<p>2024年4月から新設される金融経済教育機構と認定アドバイザーに関して意見を申し上げたい。以前から存在している金融中央広報委員会も金融教育に関する取り組みを実施している。なぜ既存機関が存在するにもかかわらず新たな機構を新設するのか、既存機関の活動を刷新するなどの選択肢はなかったのか。そもそも、</p>	<p>金融経済教育については、これまで政府や関係団体等が個別に取り組んできましたが、「関係機関の取組みが十分調整されておらず、非効率的な面もある。」、民間の金融関係団体や金融機関が金融経済教育の担い手となる場合には、「販売目的ではないかと疑われ、受け手に敬遠されることがある」などの点が指摘されていま</p>

金融リテラシーを向上させたい・金融や経済を学びたいと国民が求めているにもかかわらず、金融教育を提供する側がそれが国民のためになるからという理由で、金融リテラシー向上を目的に掲げ、いくら情報発信したとしても、国民に届くことはないことにまず気付かなければならない。さらにこれまでの国民に向けて発信された金融教育の提供には「学ぶことの楽しさ」が欠落している。金融経済という一見、難しいと感じるテーマを学ぶときに、最も注意すべきは「ためになる・わかりやすさ以上に楽しさ・面白さ」の要因を加味する必要がある。そうした根本的内容に大きな修正を加えるのではなく、新たな機関を作れば金融リテラシーを向上できると期待しているように見えて、とても先行きが不安である。当社では数千名単位の顧客が数十年にわたり、毎年セミナー経由で学び続けている。それは学ぶことが楽しいと感じているからである。かつ、認定アドバイザーのような金融機関に属さない資格も同様である。認定アドバイザーの報酬が顧客の支払うアドバイザー料金だけであるならば、長期間にわたる資産運用において責任感を持って顧客のために踏み込んだアドバイスができるとは思えない。認定アドバイザーと顧客との関係が希薄であればあるほどなおさらである（長い期間、同一顧客に同一アドバイザーが寄り添うならば、信頼関係も構築できるかもしれないが、一時の関係であれば非常に難しいと思われる）。本来、アドバイザーが資産運用の経験の浅い投資家の間違っただけの意向あるいは経済的合理性を伴わない非合理的行動を諫め、顧客の行動変容を促す強い

す。また、金融広報中央委員会「金融リテラシー調査」の2022年調査結果によれば、金融経済教育を受けたことがある人は7%にとどまる一方、金融経済教育の必要性を指摘する声は7割に達しています。これらのことを踏まえ、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に広く提供できるようにするため、機構を設立することとしております。

また、認定アドバイザーの認定要件については、今後機構において詳細な検討がなされる予定ですが、現時点では、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかがわからない等の指摘がなされていることを踏まえ、特定の金融事業者・金融商品に偏らず、顧客の立場に立ったアドバイスを行うアドバイザーの見える化に取り組むという観点から、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属していない」等の要件を設けることが適当であると考えております。なお、「組成・販売等を行う金融機関においては、顧客本位の業務運営の確保を進め、顧客に対して適切な情報提供を行うことが引き続き期待される」とあるとおり、金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の確保に取り組んでいただきたいと考えています。

指導を行い、その結果としてリターンが確保されるからこそ顧客とアドバイザーの信頼関係がはぐくまれる。それを本当に認定アドバイザーが担えるだろうか。金融事業者の場合、販売した金融商品から長期間にわたり安定的なリターンが生み出されている実績があれば、顧客が金融事業者のアドバイスを受け入れやすく、かつ信頼関係も構築されやすいと考えられる。今回販売資格を持つ金融事業者は当該資格を得られないということだが、投資に不慣れな一般投資家が最終的に資産運用を始め、成就するには商品を購入しなければならない。仮に認定アドバイザーのセミナーを受講したり個人面談を受け、資産運用のいろはを教わっても、最終的には「どこの金融機関に行けばよいか」「どの金融商品を購入すればよいか」と自己判断・自己選択することが投資家には求められる。だから金融教育が重要なのだという話になるが、教育をしても自己判断・自己選択できるようには到底ならないと思われる（6年間の英語教育と同じで、教育を受けても英語を話せる日本人は少数である）。仮に金融教育を学ぶ機会が提供され金融リテラシーが向上し、自己判断・自己選択できるまで資産運用を始められないとなれば、今の現役世代のほとんどは資産形成を成就できないだろう（なぜならば、つみたて投資においては年率5%でも元本を2倍にするには約25年かかるからだ）。本当の意味で国民に資産形成を促すのであれば、今の現役世代の多くが資産運用による成功体験を積まなければ日本人の将来不安は解消されないわけで、「実践の中で学ぶ」ことにもっと主眼を置いた政策にしていた

だきたいと強く思う。すなわち販売資格を有し、すべての顧客に対して数十年と長い期間、高い水準の顧客利益（誰が見てもわかる定量的な経済利益）を確保しつつけてきた金融事業者こそ、大いに活躍できる場を提供いただきたい。販売資格を有している金融事業者こそ顧客に最後まで寄り添えと考えるが、認定アドバイザーの範囲を広げる可能性はないのか。もちろん、過去に手数料をいただきながら顧客本位の業務運営をしてこなかった金融事業者には大いに問題があり、そのせいで国民が金融事業者を信用していないことも理解できる。そうした金融事業者には、過去の販売姿勢を大いに反省し、改め、顧客に真摯に向き合うことが大前提ではあるが、新たな資格を作るより、既存の金融事業者が本来の顧客本位の業務運営をするよう厳しく監督・指導することの方が、効率よくかつスピーディーに資産運用を広げられるのではないか。その取り組みの一つとして、共通 KPI の計算根拠と各金融機関の資産管理の方法に一案を投じたい。現行の共通 KPI は、現在保有している投資商品の損益を基に算出されているが、本来であれば過去に確定した損益も反映されるべきである。資産運用で最も重要なことは「資産が増えること。そしてそれが消費に向かうこと」である。今、保有している金融商品で 500 万円増えていたとしても、過去に 1000 万円の損失があればトータルで 500 万円の損失が残っていることになる。口座開設来からの実績を出さずして、国民が優良な金融事業者を判断（選択）できる KPI だといえるのだろうか。また、各金融機関が顧客に提供する運用実績

を確認するシステム（顧客も担当者も確認するシステム）でも、口座開設来からの総入金額・総出金額を出すよう指導すべきではないか（唯一、当社が登録する PWM 日本証券【旧 LPL 日本証券】においてのみ記載されている）。理由は上記で述べた通りである。顧客は目の前の損益しか見ていない。仮に、今マーケットが好調で現在保有する投資商品の資産が増加していれば、口座開設来のトータルで資産が減少していても、顧客は自分の投資スタイルに満足し、金融事業者を評価する。他方、今マーケットが不調で現在保有する投資商品の資産が目減りしていても口座開設来からのトータルで資産が増えていれば、その金融事業者は評価されるべきであるが、そうはならない。今の金融機関のシステムでは、口座開設来からの総入金額・総出金額が分からない為、顧客は資産が本当に増えているのか、減っているのかを判断できないし、また金融事業者も顧客から正しい評価をもらえないのである。長年にわたり顧客本位を貫いてきた金融事業者が評価されるような仕組みがなければ、後に続くまともな金融事業者が誕生しないのである。金融リテラシーが低くとも、口座開設来からの資産運用におけるトータルリターンが開示されれば、顧客は優良な金融事業者を選択できる。金融業界でも本当の意味で切磋琢磨がなされることになる。制度の欠陥や本来あるべき金融事業者の本質を見直さないで、国民の資産倍増プランが達成されるのだろうか。

「Ⅱ 2(1) 総論」に関するご意見

28	155 行目 「成長と分配の好循環」を実現することが重要」この口	国民の安定的な資産形成を支援するためには、家計による投資を
----	----------------------------------	-------------------------------

	ジックが不可解であり、総論に記載する必要性を感じない。	通じて、企業価値向上の恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費につながる「成長と分配の好循環」を実現することが重要だと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
29	174 行目「企業年金制度の運営に携わる者等が、顧客等の最善の利益を勘案」というのであれば、企業型 DC で知識のない人事部担当者に制度運営を任せっきりになっている企業の責任を問わなくてよいのか。	Ⅱ 3(7)私的年金等の普及促進等でお示ししているとおり、職域における教育や資産形成支援は重要であると考えております。
「Ⅱ 2(3) 資産運用業の改革」に関するご意見		
30	191 行目「ガバナンス体制の構築及びその実効性確保」と記載するのであれば、資産運用会社のガバナンスをつかさどる一員である監査役に言及しなくてよいのか。	御指摘の記載には、監査役の役割に関する事項も含まれ得ます。このため、原案どおりとさせていただきます。
31	<p>該当箇所：</p> <p>6 ページ 193 行目「また、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い多様な商品やサービスが、家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく。」</p> <p>意見：</p> <p>先般金融庁より公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」においては、「資産運用会社による競争の促進によって運用力が高まり、また、特色のあるアクティブ運用商品・手法等が開発されることになれば、そうしたサービスに見合った報酬の獲得につながり、資産運用会社自身の収益力を高めていく余地が拡大していくものと考え</p>	御指摘の表現は、御指摘の論点も含め、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進に関する様々な論点を包含する記載です。特定の論点のみを明記することは適切ではないと考えられるため、原案どおりとさせていただきます。

	<p>られる。さらに、中長期的な視点からの企業価値向上を促すスケジュールシップ活動が行われることを通じ、市場全体の価値が向上すれば、日本経済の持続的な成長につながっていくものと考えられる。」と記載され、アクティブ運用商品の重要性についても示唆されている。こちらの記載も踏まえ、投資手法として、インデックス運用だけでなくアクティブ運用も非常に重要（株式市場の健全な発展のためにも銘柄選別は重要）であることを、例えば6ページ193行目以下の「また、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い多様な商品やサービスが、家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく。」へ注記を加えるなどして、付記いただけないか。近年では、インデックス型商品への注目が非常に高まっているところではあるが、当然報酬控除後でインデックスを上回る投資実績を上げているアクティブファンドは存在し、また、長期・分散投資とうたっている中で、市場の健全性のためにも、アクティブファンドの存在により注目が当たるのが肝要と考えている。そのため、上記の通り注記を追加することを提案する。</p>	
<p>「Ⅱ 3(1) 総論」に関するご意見</p>		
32	<p>255行目「学校・企業・地域コミュニティ等」の「等」の中にひとり親、パート・アルバイトが入るが、そこへの配慮が感じられないのが残念。要するに「ひとり親、パート・アルバイト」など企業や地域コミュニティから救い上げられない個々人は、実は金融経済教育が最も必要なのに経済的事情で、金融教育をしようにも最も</p>	<p>御指摘の「等」は、教育の受け手の属性ではなく、教育を提供する場を指しており、例えば図書館等が挙げられます。関係者が適切に連携することで、全ての国民に対して、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されることが重要であると考えております。</p>

	<p>アクセス出来ない層である。そのことはCFAJ アンケートでも垣間見られるが、彼らを放置しておくとい近い将来「低年金・無年金」者が急増する社会問題が生じる。それを未然に防ぐことが「国民の安定的な資産形成」の裏テーマであろう。</p>	
33	<p>金融リテラシー・マップをツールとした金融経済教育において、公正性や適正性の観点から、老後生活に対する不安を抱えて暮らす多くの国民が将来に亘って金融面での個人の良い暮らし(フィナンシャル・ウェルビーイング)を達成するために公教育で「金融経済教育と年金教育を融合」させるべき。現在の金融経済教育が「投資教育」に偏重している内容を「家計管理」「生活設計」にも目配りすることが重要。「ひとり親、パート・アルバイト」を取り残さない金融経済教育によって、広く国民の安定的な資産形成の支援が貫徹される。いきなり資産形成制度に言及するのではなく、金融リテラシー・マップの「生活設計」で老後をにらんだ必要額があって、その目標額を達成するために資産形成がなされるべき。本基本方針においては、経済成長のために預貯金を活用したい、という「本音」が見えるのは改めるべき。</p>	<p>機構においては、金融リテラシー・マップを踏まえ、公的年金や家計管理、生活設計を含めた幅広い観点から、金融経済教育を行う予定です。なお、「経済成長のために預貯金を活用したい、という「本音」が見えるのは改めるべき」との御指摘については、I 1の冒頭において、「国民の安定的な資産形成は、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現するために、不可欠な要素である。」とお示しており、御指摘は当たらないと考えております。</p>
<p>「II 3(3) 長期・積立・分散投資の意義」に関するご意見</p>		
34	<p>該当箇所： 9 ページ 276 行目「分散投資（投資対象の商品（アセットクラス）や地域を分散させること）により、ポートフォリオ全体が特定のリスクから受ける影響を軽減することが可能となる。」</p>	<p>御指摘の論点については、御指摘の記載で既に表現されており、改めて注記をする必要性は乏しいと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。</p>

	意見： 9 ページ 276 行目以下の「分散投資（投資対象の商品（アセットクラス）や地域を分散させること）」の「アセットクラス」に注記を付したうえで、「投資信託の投資対象は、株式のみならず債券なども含めて多種多様であること（分散投資に資すること）」について、付記をいただけないか。これにより、幅広い資産に分散投資することについての啓蒙がより図れると思われる。	
「Ⅱ 3(6) 社会保障教育との連携」に関する御意見		
35	324 行目 社会保障教育との連携、を入れたのは高く評価できる。	貴重な御意見として承ります。
「Ⅱ 3(8) 学校・教員向け支援」に関するご意見		
36	学校・教員向けの支援は、中学校や高等学校のみならず、小学校の高学年からでもよいのではないか。	御指摘を踏まえ、「小学校や中学校、高等学校の各段階における学習教材の提供等を進める。」に修正いたしました。
37	金融庁が作成した金融経済教育に関する教材は学習指導要領を逸脱していると考えているが、こうした教材を学校現場で実効的に使用する方法について言及すべき。	金融庁が公表している金融経済教育に関する教材は学習指導要領を踏まえたものとなっており、「金融庁が作成した金融経済教育に関する教材は学習指導要領を逸脱している」との御指摘は当たらないと考えておりますが、いずれにせよ、学校・教員向けの支援については、Ⅱ 3(8)学校・教員向け支援に記載のとおり、機構において、積極的に取組みを進める予定です。
38	346 行目 学校・教員向け支援は評価できるものの、安藤論文では「社会人に必要とされる年金知識に比べて、中学高校で学ぶ年金知識は著しく少ないと分析し、社会人として自立生活するには、社会人になる前の年金教育をより充実させる必要がある」安藤由美（2020）	貴重な御意見として承ります。

39	<p>354 行目記載の学校・教員向け支援について。高等学校学習指導要領に基本的な金融商品の特徴や資産形成の視点にも触れることが明記されたことを理解した。ジュニア NISA の廃止が起因し、未成年の投資機会の損失とならないよう、基礎控除内であれば確定申告により、利益分の税金がかからないこと等の税金に関連する教育の実施も含め、ご検討いただきたい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>「Ⅱ 3(9) 金融経済教育推進機構における教育及び広報」に関するご意見</p>		
40	<p>373 行目「金融経済教育推進機構」については 2023 日本年金学会で発表した拙論「金融経済教育における公的年金保険加入者区分の活用の可能性」を参照されたい。以下、(4) 部分のみ再録する：</p> <p>(4) 「金融経済教育推進機構」への期待</p> <p>「金融リテラシー・マップの改善</p> <p>金融経済教育を提供している金融機関に対しての調査をして金融リテラシー・マップ改善の意見を求めることが必要である。その際に金融機関の組織としての意見に加えて、提供現場で実践している個人の意見も求めるべきである。その上で、金融リテラシー・マップの金融経済教育提供者の認知度の進捗をフォローするとよいのではないだろうか。また年金教育に関する分野としての生活設計に「ライフコースに応じた長期家計収支」を組み込むとよい。</p> <p>「金融知識」の分野にたとえば公的年金であれば厚労省が HP で説明しているような</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金制度の財政方式 ・ 公的年金制度は「国民皆年金」 	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

- ・国民年金と厚生年金の「2階建て」構造
- ・第1号被保険者は保険料を自分で納める
- ・第2号被保険者は保険料を会社と折半
- ・第3号被保険者は保険料を負担しない
- ・老後全ての人が老齢基礎年金を受取る。
- ・老後第2号被保険者は老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計を受取る

といった内容を盛り込むと良いだろう。もちろんこれに加えて私的年金や医療・介護といった社会保障全般について最低限の知識付与も組み込むべきであろう。さらに金融リテラシー・マップはいわば指導要綱なので、それとは別に金融経済教育の現場で使いやすい一覧性の分りやすいマップとか補助教材としての簡易解説書の開発も期待したい。

金融リテラシー調査の分析方法の改善

金融経済教育効果を認識する時間軸を長くにとって「年金額を知ることによって老後不安が軽減」という項目で効果を継続的に計測すべきである。そして「金融経済教育の一環としての年金教育を受けたことで将来の不安が低下した」という回答が多くなれば、それぞれ金融リテラシー調査で見出した金融経済教育の効果ではないだろうか。そのためには金融リテラシー調査に年金教育に関する設問を増やし、その回答を職業別にクロス分析をして経年変化を追って年金に関する知識向上のフォローをすることは金融リテラシ

	<p>一調査の分析方法改善となろう。</p> <p>「公的年金保険加入者区分」の活用</p> <p>社会人になってからは「公的年金保険加入者区分」を活用してどの区分でも、もれなく年金教育を融合した金融経済教育を受ける仕組みを作るとよいだろう。近い将来の低年金/無年金者という社会問題発生を防ぐためには、低所得の第1号被保険者になる可能性の高い「フリーランス」を職業とするライフコースを選択する比率が高い高等教育機関（芸術大学等）やフリーランス協会に対して、たとえば国民年金保険料のみを支払うフリーランス等の老後に受け取る年金額のシミュレーションといった金融経済教育を適正な専門家が教える仕組みを作るべきである。</p>	
41	<p>377 行目「一人ひとり」と他の箇所の「国民一人ひとり」の違いは何か。</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱ 3(9)「金融経済教育推進機構における教育及び広報」中の第2段落における「一人ひとり」を「国民一人ひとり」に修正いたしました。</p>
42	<p>「(8) 金融経済教育推進機構における教育及び広報」のうち、385 行目を以下のとおり修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、機構が有する公的性格を踏まえ、民業圧迫にならないよう留意しつつ、その強みを活かし、(以下略) <p>(提案の背景) 企業における雇用者の資産形成を支援したり、人事・福利厚生担当者を支援したりするサービスを手掛ける事業者が複数存在するなか、公的性格を有する機構が民業圧迫とならないよう、十分に留意いただきたい。</p>	<p>機構が行う教育と他の民間事業者が行う教育は、異なる役割を持つものであり、機構の教育が民業圧迫になるという御指摘は当たらないと考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。</p>

43	<p>「(8)金融経済教育推進機構における教育及び広報」のうち、394、395 行目を以下のとおり修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(中略)相談できる環境を整備する。同時に、公的性格を有する機構が認定・支援するアドバイザーという地位の悪用を防ぐ手立てを講ずるよう努めるものとする。 <p>(提案の背景)顧客からのみ報酬を得るアドバイスでは持続可能なビジネスとして成立させていくことには困難が伴うとの指摘を踏まえてアドバイザーという制度を設けることとなったと理解しているが、報酬を得ることが困難なアドバイザーであれば尚更、その地位を利用してマネタイズを図るインセンティブが強いものとする。認定アドバイザーを名乗って高額の情報商材を売る、詐欺行為に及ぶ等が想定されるため、対策を講ずる方針についても予め明確化すべき。</p>	<p>認定アドバイザーの行動規範については、機構において今後詳細な検討がなされる予定ですが、現時点で、単に認定アドバイザーの地位の悪用が想定されることのみをもって、本基本方針に御指摘の内容を記載することは不相当であると考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。</p>
44	<p>「金融リテラシーの向上における消費者教育との連携」や「金融経済教育推進機構における教育及び広報」が謳われており、内容については大いに賛意を示したい。他方、昨今 SNS 上においては、専門的な知見に基づかないコメントが多数見られる。「無資格者による SNS 上での誤った情報の流布」について、金融経済教育推進機構においてアクションをとっていただきたい。</p>	<p>機構においては、信頼できる情報の取得先など、外部知見の活用に係る啓発を含め、金融リテラシーの向上に取り組んでまいります。</p>
45	<p>245 行目には「家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、消費生活の基礎や金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指す」とあるが、社会保障や税制度、消費生活の基礎等についても機構で取り扱うので</p>	<p>関係団体との連携のあり方は、資金や人員の拠出に限られるものではなく、教育ノウハウの共有、教材の作成、教育を行う場の創出等の様々な形が想定されています。また、機構においては、金融リテラシー・マップを踏まえ、投資や資産形成等に限らず、原案記載</p>

	<p>あれば、銀行や証券会社の業界団体のみならず、保険業界や年金機構、あるいは納税協会や消費者団体、さらにはこれらを所管する厚労省、財務省・国税庁、消費者庁やその地方組織からも運営資金や人員を多数拠出する必要があるのではないか。そのようにしないのであれば、その理由は何か。また、機構の業務を、銀行や証券会社の取り扱う内容（貯蓄・投資・資産形成の推進）に限定してすべきではないか。</p>
<p>46</p>	<p>のとおり幅広い観点から教育活動に取り組むことが重要であると考えています。</p>
<p>46</p> <p>職域における保障等については、従業員がその存在を認知していない場合も多い。職域における教育を行うに当たっては、社会保障、企業保障、民間保障（保険）の違いを明確に伝えるべき。</p>	<p>御指摘のとおり、職域での教育は重要だと考えております。機構においては、社会保障制度や私的年金、民間保険を含め、幅広い観点から教育活動に取り組む予定です。</p>
<p>47</p> <p>金融経済教育推進機構について、以下のとおり提言する。</p> <p>（１）金融リテラシー・マップを金融経済教育推進の核とする意義</p> <p>金融経済教育に携わる世界の政府機関を中心に構成される OECD-INFE（金融教育に関わる国際ネットワーク）が進めてきた、各国での National Strategy for Financial Education (NSFE) 策定推奨を踏まえた日本版である金融リテラシー・マップは、OECD-INFE 加盟国の NSFE の中でも最も高い評価を受けているグループのひとつである。そして今回のアンケートでの「金融リテラシー・マップの主な内容が年齢層・知識区分の二次元で整理されていて見やすい」、「金融リテラシー・マップの分類が網羅的で広範なテーマが含まれている」といった多くの回答からも伺える通り、日本版 NSFE の独自性がアンケート回答者からも好意的に評価されている。政</p>	<p>貴重な御意見として承ります。なお、機構においては、金融リテラシー・マップを踏まえ、生活設計や家計管理、資産形成、社会保障制度を含め、幅広い観点から、金融リテラシーの向上に取り組む予定です。その際、教材の充実や講師の質の向上、学校・教員への支援に取り組むほか、調査分析に基づき PDCA を回すことで、教育活動のさらなる充実を図る予定です。</p>

府が「資産所得倍増プラン」での金融経済教育の充実の項目の中で金融リテラシー・マップの活用を明記しているのは非常に適切・的確であり、今後の金融経済教育にあたっての柱に位置づける意義は大きい。

(2) 金融経済教育提供者への働きかけによる認知度向上の必要性

政府機関や各金融業界団体を構成体とする現行の金融広報中央委員会を核とした枠組みの下でも、金融リテラシー・マップは“自治体、業界団体、各金融機関、NPO 団体など、様々な現場で実際に金融教育を担う方にご利用いただくため”作成されたとなっており、実際にマップを参照して金融経済教育教材を作成したり授業プログラムを用意してきた実務者も少なくはない。ただ今般のアンケート結果からは、金融業界関係者や金融経済教育提供者という謂わば有識者の間でさえもなかなか金融リテラシー・マップへの理解が進んでいなかった様子が伺われる。前段1の通り、NSFEつまり金融経済教育についての基本方針書である金融リテラシー・マップの評価は高いものの、その認知度が金融経済教育の提供者の間でもまだまだ低い現状について改善する必要がある。

(3) “基本方針書”としての金融リテラシー・マップと実務者用ガイドブックとしてのギャップ

前段2の通り、現行の金融リテラシー・マップを謂わば“ガイドブ

ック”としてすでに活用している金融経済教育提供者も少なくないものの、今回のアンケート結果からは、“文字数が多すぎる・表現が専門的でわかりにくい”等の意見も多く見られた。上記の通り金融リテラシー・マップは日本の NSFE にあたり、“基本方針書”としての構成・内容は優れているものの、現場のガイドブックとしての使い勝手にはギャップがあることが伺われるが、これらふたつは異なるタイプの文書なので当然である。基本方針書である金融リテラシー・マップ自体を変更するよりは、その解説ガイドブック的な、よりユーザーフレンドリーな二次媒体を用意することで一層の理解と普及に貢献すると思われる。

（４）金融経済教育の目的の明示と金融リテラシー・マップが掲げる４分野での位置づけの明確化

現行様々な主体によって実施されている金融経済教育が金融リテラシー・マップの掲げている、“家計管理／生活設計／金融商品・経済知識／外部知見の活用”の４分野の中でどこに位置しているのか、金融経済教育の受け手にとってわかりにくいケースも多い。例えば“投資”についてのコンテンツは学校への金融機関による出張授業でも多く見受けられるが、実際は将来を展望した生活設計を前提として投資が必要かどうかの検討が必要であるし、また金融商品・経済知識の習熟度に応じた的確な投資な内容も異なる。新機構が主導するに新たな枠組みの下では、どういう主体が金融経済教育を行うにしても、単に「知識」を学ぶことを目的とすべき

ではない。OECD-INFE が策定している金融リテラシーの定義にあるように、究極的には金融面での個人の良い暮らし (well-being) を達成するために有用であり、そのために金融経済教育を実施していることを明示すべきである。そして、その土台部分として金融リテラシー・マップの 4 分野が金融経済教育の受け手に示され、その上でそれぞれの実施主体を行う金融経済教育がその 4 分野のどこに位置するのかを明確にして実施すれば、受け手側にもわかりやすく、より有効な金融経済教育の機会となろう。

(5) 金融経済教育の対象

金融リテラシー・マップは横軸を年齢層で区分している。金融広報中央委員会とその官民の構成団体とその所属組織をはじめとして、この 10 数年の取り組みにより、学齢層への金融経済教育の機会と内容は充実して来ているものの、今回のアンケートの中では「現在、金融経済教育が行き届いていないと考えられるのは全ての層だが、成人では特にフリーランスに代表される第 1 号被保険者や専業主事担当者（第 3 号被保険者）には金融経済教育がなされる機会が少ない」という指摘における理解も重要であり、保護者へのコミットメントが効果的なケースも多く、前記のアプローチがまだ行き届いていない層と合わせて、重点対象としての施策の検討が国民全体の金融リテラシー向上に資すると考えられる。

(6) 金融経済教育の内容・提供機会のバランスへの配慮

現在、各主体によって行われている金融経済教育は一律のものではなく（もちろん金融経済教育の受け手側・対象によって内容は異なるべきで全体で一律である必要はないものの）、前段5の金融経済教育の対象ごとによるまだら模様の内容や、一部には投資教育への過度の偏重も見受けられる。金融経済教育・金融リテラシー向上の目的はあくまで一生涯を通じた個人の金融面でのバランス、すなわち個人を含め全ての主体にとって重要な ALM (Asset and Liabilities Management 資産と負債・支出ニーズの両側面をバランスさせて金融状態管理) 的な観点があり、その全体像に必要な項目・情報が（各年齢層ごとでの金融経済教育の機会を通じて）最終的に伝えられていくことが重要である。その観点からは、例えば現行の金融リテラシー・マップの中で損害保険に加えて生命保険についての言及を補ったり、働き方によって金融経済教育の機会の有無があるため、具体的には自営業者やフリーランス・無職の方等の組織の所属しない成年層への有効的なアプローチを検討したり、資産形成の推進すなわちアセットアキュムレーションと、その先にあるデキュムレーション（資産形成はそれ自体が目的ではなく、将来の必要資金を積み上げて如何に効率的に取り崩して使うかも重要）という側面からは短期的な視点ではなく、正に金融リテラシー・マップの土台部分であるライフプランニングすなわち一生涯という長い視点の枠での必要事項の教育、例えば年金を含めた社会保障や長期的視点で見た老後資産形成の重

要性という文脈も組み入れて伝える、といったことが必要と考えられる。

(7) 学校での金融経済教育の混乱を招かない配慮

一昨年の成年年齢の引き下げと高校の指導要領の改訂、そして岸田政権の掲げる資産所得倍増プランの中での金融経済教育の充実の言及に端を発して、関心が高まっているのはまさに金融リテラシー向上への環境醸成に資する。その一方で、前段までで検討してきた内容が各提供者との共通認識としてまだ共有されていないために、悪意なくとも資料等の送付による過剰な情報提供で受け手側現場に混乱が生じたり（具体的には学校長や担当者の机に山積みとなっている等の例）、金融機関等の外部講師を派遣して貰ったもののニーズとのミスマッチがあったり、等の折角の機運を減退させかねない状況も見受けられる。全体としての内容と提供機会のバランスのとれた金融リテラシー向上のため、新設される金融経済教育推進機構がなんらかの調整機能を発揮することを期待したい。

(8) 金融経済教育推進機構への要望

第一に金融リテラシー・マップが金融経済教育の提供者を対象にしているにも関わらず、まだ認知度低い現状に鑑みて、金融リテラシー・マップを知って貰う積極的なアプローチをスタート段階から実施することが重要・有用と思われる。

	<p>第二に金融経済教育の受け手側に金融広報中央委員会が3年ごとに実施している金融リテラシー調査に加えて、今後は新機構等の公的主体が金融経済教育の提供者側についても同様の定期調査を実施することで、いわば金融経済教育サプライサイド全体としての有効性の確認や、必要修整点の情報の収集などに資すると考えられる。その際、金融経済教育提供者による金融リテラシー・マップの認知度を毎回調査してフォローする。また金融経済教育の受け手側への金融経済教育の効果について、例えば老後の年金額を知ること将来の不安が低下したという分析を行うことで、金融経済教育の有効性を長いホライズンの中で検証し改善度合いをフォローすることにも重点を置くことが肝要である。</p> <p>第三に金融リテラシー・マップの一定期間での見直し・改訂である。基本方針書として完成度の高い金融リテラシー・マップは、高頻度で改訂が必要ではないものの、一定の期間ごとに内容を見直し・アップデートし、環境の変化等に応じて実用性・有用性を維持していくことが期待される。(1で記した、OECD-INFE加盟国の高評価を受けているNSFEは数次改訂されてきているものが多い。)</p>	
48	<p>金融経済教育推進機構における教育及び広報について。機構においては、成人向けの税金に関連する教育の実施や機構による金融リテラシー向上を図る「学びの場づくり」の一案として、デジタルのプラットフォームの活用(例:Youtube等の動画活用)をご検討いただきたい。</p>	<p>機構においては、動画も含めた様々な手段を活用して、金融経済教育の充実を図る予定です。</p>
<p>「Ⅲ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の</p>		

連携及び協力」に関するご意見		
49	後段に関連する記載がないことから、411 行目の「機構、」は削除すべき。	本基本方針の施策が全国において効率的かつ効果的に実施されるためには、機構も、国や地方公共団体、民間の団体と役割分担を行うとともに、これらの団体と相互に連携を図りながら協力するよう努める必要があると考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。なお、後段の記載については、これらはあくまで各団体の連携及び協力のあり方の一つの視点を記載したものです。その中においても、「国は、事業者に対して、…機構による…取組並びに…教育及び広報への協力を求めつつ、」とあるように、機構と他の団体の連携及び協力のあり方に言及しております。
「IV その他国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項」に関するご意見		
50	見直しの期間について、激動する金融業界においては、概ね3年後を目途に見直しを検討してはどうか。	本基本方針に含まれる施策の一部（金融経済教育等）については、その施策の効果が短期的には発現しづらいと考えられるため、中長期的にその効果について検証・評価を行うことが重要であると考えております。このため、原案どおりとさせていただきます。
その他の御意見		
51	国民が投資をより安心して行うことができるように、損失補填の規制を見直し、事前に金融庁の認可を得た個人向け金融商品については、投資額の一定割合（5～6割程度）までの損失補填を可能とすべき。	貴重な御意見として承ります。
52	一時的な海外移住者が日本国内の証券会社において源泉徴収ありの特定口座を維持し運用を継続できる環境を整備してほしい。	貴重な御意見として承ります。
53	NISA は素晴らしい制度であるが、NISA 以外の資産形成に資する金	貴重な御意見として承ります。

	<p>融商品（外貨建て生命保険等）について、納得できる理由もなく販売抑制を求めるべきでない。</p>	
54	<p>私的年金等の制度充実化について、現状の DC の問題点について述べさせていただく。DC を始めた後であるが、各レコードキーピングが提供するシステムがかなり煩雑であり、加入者が DC 活用に消極的になっている可能性がある。特に拠出額の配分変更とスイッチングの手続きが煩雑であり、特にスイッチングにおいては複数銘柄でポートフォリオを作っている場合、売買数量の計算は加入者にはかなりハードルの高い作業になる。例えば、変額保険の場合、配分や商品を変更しようとする、1 画面で掛金と残高の配分を一度に変更することができ、かつ売買数量を計算せず、配分を入力すれば手続きが完了する。このようなシステムを参考にし、各社統一したシステムに改修することはできないだろうか。また企業型 DC の商品ラインナップにおいては、アセットクラスに海外株式や世界債券がないケースも見受けられる。国際分散投資を基本とするなら、このような企業型 DC には是正を求めるなど、運営方法の改善も必要である。個人型 DC においても、元本確保型の商品がないプランが増えているが、60 歳までは引き出せない、拠出限度額があるなどの制限を考えるなら、元本確保型の商品がないのは加入者にとっては不利な内容になるのではないだろうか（資産の逃げ場がない）。拠出額の上限引き上げや加入者年齢の引き上げなど、柔軟な制度変更は賛同できるが、DC 内での運用環境を整えることも同じくらい改善していただきたい。総論として、今</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

<p>回の方針（案）で示された内容は現場で顧客と対面している事業者からすると、金融リテラシー向上という大義の基、結果が見えにくい時間のかかる取り組みに逃げており、多くの国民の意向や習性が見えていない学者が構築する戦略のように感じる。金融リテールの現場と国民が置いてけぼりになっているというのが率直な意見である。具体的な案を進めるにあたっては、まっとうな事業展開している金融事業者からもヒアリングを実施していただきたいと切に願う。</p>	
--	--